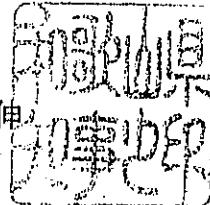


技 第 04170002 号
平成 27 年 6 月 1 日

橋本市高野口町名古曾 218
株式会社ハウスアラメント
代表取締役 坂田昌宏 様

和歌山県知事 仁坂吉伸



入札参加資格停止措置に係る再苦情申立てについて（回答）

平成 27 年 4 月 16 日付けで貴社から提出された再苦情申立てについて、和歌山県公共工事入札監視委員会に審議を依頼したところ、別添のとおり意見書が提出されました。

この意見書の内容を尊重し、本件再苦情申立ての趣旨は認めることはできないものと決定したので、和歌山県公共工事入札監視委員会運営要領の規定に基づき回答します。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

和歌山県公共工事入札監視委員会

副委員長 遠藤 桂介

再苦情申立てに対する意見書

和歌山県公共工事入札監視委員会（以下、「当委員会」という。）は、当委員会運営要領第5条第5号に基づき再苦情申立てについて審議を行いましたので、その結果について同条第9号に基づき本意見書を提出します。

1 申立者

橋本市高野口町名古曾218

株式会社ハウスアラスメント

代表取締役 坂田昌宏

2 再苦情の対象となった措置

別紙1のとおり

3 申立者からの苦情申立て

別紙2のとおり

4 当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答

別紙3のとおり

5 申立者からの再苦情申立て

別紙4のとおり

6 審議の経過

(1) 再苦情処理会議の開催

平成27年5月26日

(2) 審議資料

上記2~5の書類

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱



7 当委員会の審議結果

当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答は妥当であり、本件再苦情申立ては理由がない。

8 理由

(1) 本件再苦情の内容は、申立者が当該措置に対し苦情申立てを行った書面記載内容と同一であり、概要、和歌山県知事から「入札参加資格停止措置は取り消さない」との回答がなされたが、その回答の内容には事実関係誤認の存在等、取り消さない理由が示されたものとはいえず、不当で承服できないことから、本件再苦情申立てを行い、和歌山県知事に対し再苦情申立ての趣旨記載の対処を求めるというものである。

(2) 申立書及び回答から抽出される争点は、以下のとおりである。

争点1 申立者が発注者に対して提案した修補に関する対応策を一方的に発注者が拒否したか否か。

争点2 「補強土壁が基準高より 99 mm 低いこと」が軽微な瑕疵といえるか否か。

争点3 既済部分に係る検査では「合格」とし、完成検査において「不合格」となるということが禁反言の原則に反するか否か。

(3) これらについて、以下、苦情の申立ての判断に必要な範囲で、苦情申立ての理由の当否を検討する。

ア 争点1について

一件資料からは以下の事実が認定される。

平成27年1月29日付で発注者は、本件事案の補強土壁工を最大99mm低く築造したのは申立者なのであるから、「修補に当たって後発注業者との交渉が必要となる場合は申立者の責にて行うこと」と申立者に指示をした。

これを受けて申立者は、対策工事として構造的に安全が確認された嵩上げ工事を示し、発注者もその対策工法を承認し、改造を指示した。

しかし、申立者は同年2月19日付で発注者に対し、後発注業者との間で、申立者が行うべき改造を後発注業者が行うための契約締結が合意に至らなかった旨を報告し、申立者が主張する別の対応策を提案した。

この対応策は、後発注業者に申立者が誤って築造した構造物に合わせることを求めるという内容であり、後発注業者の合意は得られなかった。

これを受けて、発注者は、対応策は実現不可能と判断し、この対応策の不採用

の旨を告げた。

なお、この告知時期は、期限である1月30日を経過していたものであったが、発注者は直ちに契約解除することなく申立者に対し、引き続き後発注業者と交渉し改造実施に向けた再検討を促した。

しかし、3月12日に至るも、申立者から実現可能な改造案は提出されず、発注者は同日付で契約解除を申立者に伝えた。

したがって、発注者が一方的に拒否したとの認定はできない。

イ 争点2について

一件資料からは以下の事実が認定できる。

工事完了検査に関する事項については「土木工事共通仕様書」第1編第1章第23「工事完成検査」第2項に次のとおり記載されている。

- ① 設計図書（追加、変更指示も含む）に示される全ての工事が完成していること。
- ② 契約書第17条第1項の規定に基づく監督員の請求した改造が完了していること。
- ③ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
- ④ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

また、同章第26「施工管理」第3項においては、出来形管理資料は「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならないとされている。

補強土壁に関する事項については、「土木工事施工管理基準及び規格値」第6編第1章第5節第7条「補強土壁工」に記載があり、基準高に対する規格値は±50(mm)とされている。

この規格値を外れた本件構造物には監督員の請求する改造を実施することが要求されることになる。

したがって、本件瑕疵は軽微なものとはいえない。

ウ 争点3について

一件資料からは次の事実が認定できる。

工事請負契約は、発注者の意図する構造物の築造・完成をその目的とするもの

である。その意味では診療契約などとは異なり、申立者には発注者の意図する構造物を完成させる工事完成義務（結果債務）が課せられていたものである。

争点1及び2で認定したとおり、申立者は基準を逸脱した構造物を築造しながら改造もなされていない。

また、申立者のいう第1回目の出来高検査時には、補強土壁工は未施工の状態であり、この検査結果は材料費のみの検査が行われたに過ぎなかった。

したがって、禁反言の原則に反するとはいえない。

(4) 以上によれば、苦情申立ての理由はいずれも容認できず、本件再苦情申立てには理由がない。

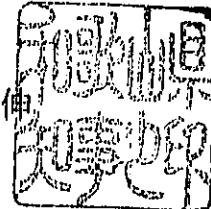
9 結論

よって、当委員会は、当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答は妥当であり、本件再苦情申立ては理由がないと判断するものである。

技 第 1506 号
平成27年3月31日

株式会社ハウスアラメント
代表取締役 坂田昌宏 様

和歌山県知事 仁坂 吉伸



入札参加資格停止通知書

この度、下記のとおり、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止措置を行うこととしましたので、通知します。今後は、かかる事態が生じることのないよう十分注意願います。

記

1 入札参加資格停止期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの24か月間

2 入札参加資格停止理由

伊都振興局建設部発注の建設工事において、入札参加資格者の責により契約の解除がなされたため。

3 適用条項

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第1第2項第2号

別表第1 事故等に基づく措置基準 (契約違反)

2 県発注工事の実施に当たり、契約に違反するなど、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされたとき

当該認定をした日から24か月

4 その他

入札参加資格停止期間中は県発注の全ての建設工事等の入札参加及び下請けはできません。

苦情申立書

和歌山県知事 仁坂吉伸 殿

平成27年4月6日

苦情申立者 和歌山県橋本市高野口町名古曾218

株式会社ハウスアラメント

苦情申立者代理人弁護士 米 倉 裕 樹

〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目8番16号大阪証券取引所ビル
 北浜法律事務所・外国法共同事業（送達場所）
 電 話 06-6202-9510
 F A X 06-6202-1080

第1 申立にかかる措置

和歌山県知事の苦情申立者に対する平成27年3月31日付け入札参加資格停止措置（技第1506号）

第2 申立の趣旨

和歌山県知事が苦情申立者に対してなした平成27年3月31日付け入札参加資格停止措置（技第1506号）を取り消す

第3 申立の理由

- 平成26年1月23日、申立者は和歌山県知事仁坂吉伸氏との間で、下記内容の建設工事請負契約（以下「本件請負契約」といい、同契約に基づく工事を「本件工事」という。）を締結した（疎1）。

記

工 事 名：宿九度山線 道路災害復旧工事

工 事 場 所：伊都郡九度山町市平地内

工 期：着工 平成26年1月24日



完成 平成26年9月20日
請負代金額 9048万3480円（税別）
ただしその後の変更により8569万1520円（税別）

なお、同年9月16日、両当事者は、本件請負契約の完成期日を平成27年1月30日に変更する旨の建設工事請負変更契約を締結している（疎2）。

- 2 平成27年1月中旬頃、申立者は本件工事を完成させ、補強土壁の測量を行ったところ基準高よりも最大10cm程度低いことが判明した。申立者がその旨発注者である和歌山県（以下「発注者」という。）に通知したところ、同月20日、発注者は申立者に対し、規格値（±5cm）以上の差があることから、検査結果は不合格となる旨告げた（疎3）。さらに発注者は、不合格の場合は構造物を取り壊して施工し直す必要がある、他の方法で対応する場合には、構造的問題や後発注の工事への対応方法についても受注者の責めにより検討すること等を申立者に対して告げた（疎3）。もっとも、構造物を取り壊して施工し直すことは莫大な費用及び工期を要することとなり、災害復旧工事の性質上、非現実的方法であることは、両当事者の共通の認識であったことから、他の方法で対応することを前提に両当事者間に話し合いが継続された（疎4）。
- 3 同年2月19日、申立者は、発注者に対し、構造上の安全性を考慮した上で、以下の対応策を提案した（疎5）。
 - ・後発注工事の当初設計の基準高より99mm低い分の床堀を申立者が行う。
 - ・後発注業者（[REDACTED]）が補強土壁パネル設置後、99mmのかさ石コンクリートの増打ちを申立者が行う方法で補修する。
 - ・後発注業者に後発注工事の当初設計の基準高までのかさ石コンクリート施工を行ってもらい、その後補強土壁裏部、路体工②における盛土材99mm分の敷均、締固施工を申立者が行う。

しかしながら、発注者は上記対応策を採用することはできない、本件請負契約を解除する以外に対応策はないと申立者に対して告げた。発注者と後発注業者との間での契約内容変更により対応することも選択肢として考えられたにもかかわらず、である。平成27年3月2日、申立者は申立者代理人弁護士を通じ、本件の解決方法として契約解除は穩当な方法ではなく話し合いによる柔軟な解決を希望するものであり、条件次第では前記工事中止に基づく補償等を含めた全体的解決を踏まえ検討することも可能である旨通知した（疎6）。同月12日、申立者代理人弁護士が和歌山県伊都振興局建設部工務課課長片家康裕氏らと面談した際にも上記発注者の意向は変わらず、平成27年3月

17日、発注者は本件請負契約の解除通知を申立者に送達した（疎7）。

4 ところで、上記に先立つ平成26年7月ころ、申立者は、本件請負契約第37条に基づく部分払いの請求を行い、大草技術員立ち会いのもと既済部分に係る検査が行われ、同検査は問題なく合格している。和歌山県土木工事共通仕様書第1編第1章第24（既済部分に係る検査）第3項は、「検査職員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。」と規定し、検査対象として「(1) 工事の出来高について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。」と規定する（疎8・15頁）。同規定は、工事完成検査に関する土木工事共通仕様書第1編第1章第23（工事完成検査）第4項(1)とまったく同じ文言である（疎8・14頁）。

つまり、本件では、既済部分に係る検査、工事完成検査直前のいずれの時点においても補強土壁が基準高より99mm低い状態となっていたもので、かつ同様の検査基準がそれぞれ適用されるにもかかわらず、平成26年7月に実施された既済部分に係る検査においては合格とし、平成27年1月に実施予定であった工事完成検査においては不合格となる旨判断しているのである。

このように、補強土壁が基準高より99mm低いという瑕疵は、既済部分に係る検査において見過ごされるほど軽微な部類に属するものである。発注者がいうように、申立者による対応策が採用できないのであれば、あとは構造物を取り壊して施工し直すほかないが、それが莫大な費用及び工期を要することは明らかである。

仮に、工事完成検査において、既済部分に係る検査と同様、検査に合格し、引き渡しがなされた場合には、本件請負契約第41条（瑕疵担保）第1項但書によって、発注者は補修を請求することができず、民法第635条但書により発注者は本件請負契約を解除することができない。

にもかかわらず、既済部分に係る検査においては合格とし、他方で、工事完成検査を行うに当たっては不合格となり、その結果、瑕疵担保条項の適用はなく、本件請負契約を解除するなどというのは禁反言の原則に反するものであり、信義則にも反する。本件工事の出来高が工事全体の99.2%の程度まで認定されている状況（疎9）を考慮すればなおさらである。

5 なお、平成27年3月12日、申立者代理人弁護士は、和歌山県伊都振興局建設部工務課課長片家康裕氏に対し、平成26年7月に実施された既済部分に係る検査においては合格としつつ、工事完成検査では不合格となるとした理由を尋ねたところ、同人からは、既済部分に係る検査においてはどの程度の出来高であるかを検査したに過ぎないと

の回答がなされた。しかしながら、仮にそうであれば、そのような検査方法は和歌山県土木工事共通仕様書第1編第1章第24（既済部分に係る検査）第3項に明らかに反するものである。同条項に沿った適正な検査が行われていたならば、既済部分に係る検査時において、補強土壁が基準高より99mm低い状態となっていることは判明できたはずであり、その際には容易に補修が可能であったもので、今回のような紛争も回避できたものである。発注者自ら同条項に反する検査を行っておきながら、工事完成検査を行うに当たっては不合格になるとし、その後の話し合いにおいても自身の過失を棚に上げ、話し合いによる柔軟な対応にも応じることはないままに、形式的に解除権行使することなど許されない。

6 このような経緯、既済部分に係る検査時において指摘されるべき瑕疵が指摘されず、それを前提に後続工事が施工されたこと、同瑕疵が重要な瑕疵とはいえないこと、本件工事の出来高が工事全体の99.2%の程度まで認定されている状況等に鑑みれば、発注者による解除権行使は信義則、禁反言の原則に反し無効である。

よって、和歌山県知事が苦情申立者に対してなした平成27年3月31日付け入札参加資格停止措置（技第1506号）は取り消されなければならない。

以上

添付資料

委任状

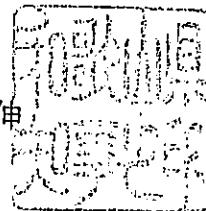
証拠方法

| | |
|---------|-----------------------|
| 疎第1号証 | 建設工事請負契約書 |
| 疎第2号証 | 建設工事請負変更契約書 |
| 疎第3号証 | 平成27年1月20日付け工事打合簿 |
| 疎第4号証 | 平成27年1月29日付け工事打合簿 |
| 疎第5号証 | 回答書 |
| 疎第6号証の1 | 通知書 |
| 疎第6号証の2 | 郵便物等配達証明書 |
| 疎第7号証 | 「工事請負契約の解除について」と題する書面 |
| 疎第8号証 | 土木工事共通仕様書第1編共通編抜粋 |
| 疎第9号証 | 検査調書 |

技 第 04070004 号
平成 27 年 4 月 13 日

橋本市高野口町名古曾 218
株式会社ハウスアラメント
代表取締役 坂田昌宏 様

和歌山県知事 仁坂吉伸



入札参加資格停止措置に係る苦情申立てについて（回答）

貴社の平成 27 年 4 月 6 日付け「入札参加資格停止措置に対する苦情申立書」に対し、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、和歌山県知事に対して、平成 27 年 4 月 22 日までに書面により再苦情申立てをすることができます。その場合には、和歌山県入札監視委員会運営要領第 5 条第 3 項に規定する書面を県土整備部技術調査課へ提出してください。

記

1 回答

平成 27 年 3 月 31 日付け技第 1506 号「入札参加資格停止通知書」による入札参加資格停止措置を取り消さない。

2 理由

苦情申立者は、当該工事において、道路工事に最も重要な地盤高さを誤って設定したため、道路本体工の補強土壁が設計図書より最大で 9.6 cm (発注者実測値、出来形管理基準値 ± 5.0 cm) 低い状態で築造した。

県としては、苦情申立者に対して改造等を行い、規格値を満足させるよう対応の検討を指示した。

苦情申立者は、対策工事として構造的に安全性が確認された嵩上げ工事を示し、発注者もその対策工法を了承し、契約書第 17 条「工事の施工部分が設計図書に適合しない場合」における「改造」として請求を行った。

しかし、発注者からの文書及び口頭での当該改造に着手するよう再三の請求にも関わらず、その見込みが苦情申立者から示されることなく、契約工期から 41 日後に、苦情申立者から当該工事に係る続行不能の届出がなされ、苦情申立者は当該改造を断念した。

結果として、苦情申立者が行った工事は、設計基準高さを満たす補強土壁工が完成しておらず、道路災害復旧工事としての本契約の目的を明らかに充たしていないと認められる。

以上の理由から、契約書第 44 条第 1 項第 2 号に規定する「その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。」に該当するため、当該工事の契約を解除することとなった。

このことが、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第 1 第 2 項第 2 号に該当し、24か月の入札参加資格停止とした。

よって、苦情申立者の理由はないと考える。

再苦情申立書

和歌山県知事 仁坂吉伸 殿

平成27年4月16日

再苦情申立者 和歌山県橋本市高野口町名古曾218

株式会社ハウスアラメント

再苦情申立者代理人弁護士 米倉裕樹

〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目8番16号大阪証券取引所ビル
北浜法律事務所・外国法共同事業(送達場所)電話 06-6202-9510
FAX 06-6202-1080

第1 申立にかかる措置

和歌山県知事の再苦情申立者に対する平成27年3月31日付け入札参加資格停止措置(技第1506号)

第2 再苦情申立の対象となる工事名

平成25年度 25年災 第62号 宿九度山線 道路災害復旧工事

第3 申立の趣旨(申立事項)

和歌山県知事が再苦情申立者に対してなした平成27年3月31日付け入札参加資格停止措置(技第1506号)を取り消す

第4 申立の理由(申立の根拠となる事項)

- 1 平成26年1月23日、申立者は和歌山県知事仁坂吉伸氏との間で、下記内容の建設工事請負契約(以下「本件請負契約」といい、同契約に基づく工事を「本件工事」とい



う。) を締結した(疎1)。

記

工事名：宿九度山線 道路災害復旧工事

工事場所：伊都郡九度山町市平地内

工期：着工 平成26年1月24日

完成 平成26年9月20日

請負代金額 9048万3480円(税別)

ただしその後の変更により8569万1520円(税別)

なお、同年9月16日、両当事者は、本件請負契約の完成期日を平成27年1月30日に変更する旨の建設工事請負変更契約を締結している(疎2)。

2 平成27年1月中旬頃、申立者は本件工事を完成させ、補強土壁の測量を行ったところ基準高よりも最大10cm程度低いことが判明した。申立者がその旨発注者である和歌山県(以下「発注者」という。)に通知したところ、同月20日、発注者は申立者に対し、規格値(±5cm)以上の差があることから、検査結果は不合格となる旨告げた(疎3)。さらに発注者は、不合格の場合は構造物を取り壊して施工し直す必要がある、他の方法で対応する場合には、構造的問題や後発注の工事への対応方法についても受注者の責めにより検討すること等を申立者に対して告げた(疎3)。もっとも、構造物を取り壊して施工し直すことは莫大な費用及び工期を要することとなり、災害復旧工事の性質上、非現実的方法であることは、両当事者の共通の認識であったことから、他の方法で対応することを前提に両当事者間に話し合いが継続された(疎4)。

3 同年2月19日、申立者は、発注者に対し、構造上の安全性を考慮した上で、以下の対応策を提案した(疎5)。

- ・後発注工事の当初設計の基準高より99mm低い分の床堀を申立者が行う。
- ・後発注業者(■)が補強土壁パネル設置後、99mmのかさ石コンクリートの増打ちを申立者が行う方法で補修する。
- ・後発注業者に後発注工事の当初設計の基準高までのかさ石コンクリート施工を行ってもらい、その後補強土壁裏部、路体工②における盛土材99mm分の敷均、締固施工を申立者が行う。

しかしながら、発注者は上記対応策を採用することはできない、本件請負契約を解除する以外に対応策はないと申立者に対して告げた。発注者と後発注業者との間での契約

内容変更により対応することも選択肢として考えられたにもかかわらず、である。平成27年3月2日、申立者は申立者代理人弁護士を通じ、本件の解決方法として契約解除は穩当な方法ではなく話し合いによる柔軟な解決を希望するものであり、条件次第では前記工事中止に基づく補償等を含めた全体的解決を踏まえ検討することも可能である旨通知した（疎6）。同月12日、申立者代理人弁護士が和歌山県伊都振興局建設部工務課課長片家康裕氏らと面談した際にも上記発注者の意向は変わらず、平成27年3月17日、発注者は本件請負契約の解除通知を申立者に送達した（疎7）。

この点、平成27年4月13日付け和歌山県知事による「入札参加資格停止措置に係る苦情申立てについて（回答）」では、「しかし、発注者からの文書及び口頭での当該改造に着手するよう再三の請求にもかかわらず、その見込みが苦情申立者から示されることなく」との記載がなされているが、事実とまったく異なる。

資料4②にて発注者から指示されたとおり、発注者からの指示を受け、申立者は後発注業者（[REDACTED]）との交渉を行ったが、嵩上げ工事を後発注業者にて行うとの了承を同社から得ることはできなかった。そのため、同じく資料4④にて発注者から指示されたとおり、その対応策について再考すべく、申立者は嵩上げ工事を申立者自ら施工すべく、資料5③記載のとおり補修方法を平成27年2月19日に発注者に提案している。にもかかわらず、発注者は頑なに上記対応策は採用できないと拒否したというのが事実である。

続けて同回答では、「契約工期から41日後に、苦情申立者から当該工事に係る続行不能の届出がなされ、苦情申立者は当該改造を断念した」などとも記載し、あたかも申立人が自発的に解除の原因を作出したかのように記載するが、まったく異なる。発注者は上記対応策を採用することはできない、本件請負契約を解除する以外に対応策はない旨固執するとともに、発注者が本件請負契約を解除するに当たり、申立者から続行不能の届出を提出してほしいと要請し、申立者がやむなくそれに応じたというのが事実である。平成27年3月12日、申立者代理人弁護士が和歌山県伊都振興局建設部工務課課長片家康裕氏に対し、申立者が続行不能の届出を提出しようがしまいが最終的には発注者において解除することに変わりはないのかと質問したところ、同人からはそうであるとの回答を得ているところ、申立人としては、発注者の要請に従うことで入札参加資格停止期間がいくらかでも短くなるのではないかとの微かな期待のもと、同届出提出に応じたものである。

- 4 ところで、上記に先立つ平成26年7月ころ、申立者は、本件請負契約第37条に基づく部分払いの請求を行い、大草技術員立ち会いのもと既済部分に係る検査が行われ、同検査は問題なく合格している。和歌山県土木工事共通仕様書第1編第1章第24（既済部分に係る検査）第3項は、「検査職員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的

物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。」と規定し、検査対象として「(1) 工事の出来高について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。」と規定する（疎8・15頁）。同規定は、工事完成検査に関する土木工事共通仕様書第1編第1章第23（工事完成検査）第4項(1)とまったく同じ文言である（疎8・14頁）。

つまり、本件では、既済部分に係る検査、工事完成検査直前のいずれの時点においても補強土壁が基準高より99mm低い状態となっていたもので、かつ同様の検査基準がそれぞれ適用されるにもかかわらず、平成26年7月に実施された既済部分に係る検査においては合格とし、平成27年1月に実施予定であった工事完成検査においては不合格となる旨判断しているのである。

このように、補強土壁が基準高より99mm低いという瑕疵は、既済部分に係る検査において見過ごされるほど軽微な部類に属するものである。発注者がいうように、申立者による対応策が採用できないのであれば、あとは構造物を取り壊して施工し直すほかないが、それが莫大な費用及び工期を要することは明らかである。

仮に、工事完成検査において、既済部分に係る検査と同様、検査に合格し、引き渡しがなされた場合には、本件請負契約第41条（瑕疵担保）第1項但書によって、発注者は補修を請求することができず、民法第635条但書により発注者は本件請負契約を解除することができない。

にもかかわらず、既済部分に係る検査においては合格とし、他方で、工事完成検査を行うに当たっては不合格となり、その結果、瑕疵担保条項の適用はなく、本件請負契約を解除するなどというのは禁反言の原則に反するものであり、信義則にも反する。本件工事の出来高が工事全体の99.2%の程度まで認定されている状況（疎9）を考慮すればなおさらである。

5 なお、平成27年3月12日、申立者代理人弁護士は、和歌山県伊都振興局建設部工務課課長片家康裕氏に対し、平成26年7月に実施された既済部分に係る検査においては合格としつつ、工事完成検査では不合格となるとした理由を尋ねたところ、同人からは、既済部分に係る検査においてはどの程度の出来高であるかを検査したに過ぎないと回答がなされた。しかしながら、仮にそうであれば、そのような検査方法は和歌山県土木工事共通仕様書第1編第1章第24（既済部分に係る検査）第3項に明らかに反するものである。同条項に沿った適正な検査が行われていたならば、既済部分に係る検査時において、補強土壁が基準高より99mm低い状態となっていることは判明できたはずであり、その際には容易に補修が可能であったもので、今回のような紛争も回避できたものである。発注者自ら同条項に反する検査を行っておきながら、工事完成検査を行う

に当たっては不合格になるとし、その後の話し合いにおいても自身の過失を棚に上げ、話し合いによる柔軟な対応にも応じることはないままに、形式的に解除権行使することなど許されない。

- 6 このような経緯、既済部分に係る検査時において指摘されるべき瑕疵が指摘されず、それを前提に後続工事が施工されたこと、同瑕疵が重要な瑕疵とはいえないこと、本件工事の出来高が工事全体の 99.2% の程度まで認定されている状況等に鑑みれば、発注者による解除権行使は信義則、禁反言の原則に反し無効である。

よって、和歌山県知事が再苦情申立者に対してなした平成 27 年 3 月 31 日付け入札参加資格停止措置（技第 1506 号）は取り消されなければならない。

以上

添付資料

委任状

証拠方法

| | |
|------------|-------------------------|
| 疎第 1 号証 | 建設工事請負契約書 |
| 疎第 2 号証 | 建設工事請負変更契約書 |
| 疎第 3 号証 | 平成 27 年 1 月 20 日付け工事打合簿 |
| 疎第 4 号証 | 平成 27 年 1 月 29 日付け工事打合簿 |
| 疎第 5 号証 | 回答書 |
| 疎第 6 号証の 1 | 通知書 |
| 疎第 6 号証の 2 | 郵便物等配達証明書 |
| 疎第 7 号証 | 「工事請負契約の解除について」と題する書面 |
| 疎第 8 号証 | 土木工事共通仕様書第 1 編共通編抜粋 |
| 疎第 9 号証 | 検査調書 |